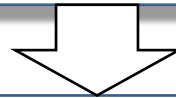
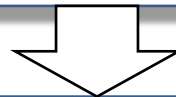


○. 除染作業従事者の被ばく線量管理の対象及び方法について

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康・生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが、喫緊の課題となっている。

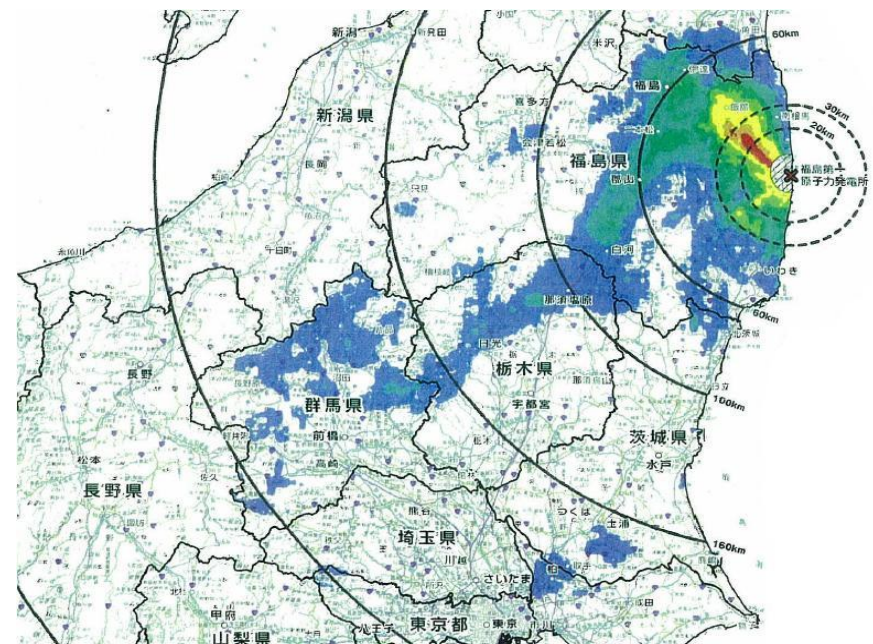
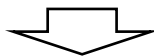
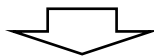


平成23年8月に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下、「特措法」という。)が成立、公布され、除染実施部分は、平成24年1月1日に施行された。



特措法において、「汚染状況重点調査地域」に指定された市町村は、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目指し、以下の流れで除染を進めていくこととしている。

- ① 汚染の状況を調査測定し、除染等の措置を行う除染実施区域を決定
- ② その後、除染実施計画に基づき除染等の措置を実施
- ③ 除染等の措置に伴い生じた除去土壌の収集、運搬及び保管



航空機モニタリング結果(9/18)
色付きの区域が、年間1mSvを超え除染の対象となる

厚生労働省においても、除染等の作業にあたる作業員の放射線被ばくの防止のため、特措法の施行に合わせて、平成24年1月1日に、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」という。)を施行。



除染電離則においては、①除染等業務従事者の被ばく線量を5年で100mSvかつ1年で50mSv以下とすること(ICRPの職業被ばく限度と同様)、②適切な線量管理*と結果の記録・保存、③作業に当たっての事前調査の実施と作業計画の策定、④汚染防止のための措置と汚染検査、⑤必要な保護具、⑥特別の教育、⑦健康診断、などについて規定している。

そのほか、必要な事項は、別途ガイドラインを定めている。(ガイドラインは、除染電離則の対象とならない住民やボランティア、自営業者の方々も活用できる。)

*【除染等業務従事者の線量管理】

① 業として除染等を行う方については、右図の(A)と(B)を合算して、職業被ばく限度(5年100mSvかつ1年50mSv)を超えない管理をする。

② ボランティアの方々等については、計画的避難・警戒区域の外側で、年数十回程度を上回らない回数(実効線量が年1mSvを十分に下回る範囲、これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル)の作業(C)とする。

